

「食品衛生法」

1995年10月30日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

中華人民共和国食品衛生法

原題「中華人民共和国食品衛生法」

(<http://www.aqsiq.gov.cn/cms/template/item.html?did=17&cid=17¥2832>)

中華人民共和国主席令

第五十九号

「中華人民共和国食品衛生法」は、中華人民共和国第八回全国人民代表大会常務委員会第十六回會議において、1995年10月30日に可決、公布し、公布した日より施行する

中華人民共和国主席 江沢民

1995年10月30日

中華人民共和国食品衛生法

第一章 総則

第一条 食品衛生の保障、食品汚染及び有害物の人体に対する危害の防止、国民健康の保障、国民の体質を向上するため、本法を制定する。

第二条 国は食品衛生監督制度を実施する。

第三条 國務院衛生行政部門は全国の食品衛生監督管理業務を管轄する。國務院関係部門は、各自の職責範囲内での食品衛生管理業務に責任を負う。

第四条 すべての中華人民共和国国内で食品の生産販売に従事するものは、本法を遵守しなければならない。本法はすべての食品、食品添加剤、食品容器、包装材と食器、食品用具、設備、洗剤、消毒剤に適用する；食品の生産販売場所、施設と関係する環境にも適用する。

第五条 国は社会団体や個人の食品に対する社会監督を奨励し保護する。本法に違反した行為に、誰でも通報や告訴する権利がある。

第二章 食品衛生

第六条 食品は無毒、無害であり、あるべき栄養要求を満たし、ふさわしい色、香り、味などの感覚的性質をそなえていなければならない。

第七条 乳幼児を対象に提供される主食、補助食品は、國務院衛生行政部門が制定する栄養と衛生の

基準を満たさなければならない。

第八条 食品の生産販売プロセスは下記の衛生要求を満たさなければならない：

- (一)内外の環境の清潔を保ち、ハエ、ネズミ、ゴキブリその他の有害昆虫を退治し、繁殖できないような措置をとり、有毒、有害場所から規定される距離を置く；
- (二)食品の生産販売企業は、商品の種類と数量に相応しい食品原材料の処理や加工、包装そして保管などに必要される工場あるいは場所を有する；
- (三)生産ライン、更衣室、トイレ、採光、照明、風通し、防腐、防塵、ハエ、ネズミ害の防止、洗浄、污水排出、ゴミ置き場及び廃棄物処理の施設を有する；
- (四)設備の配置と作業の流れが合理的であり、未加工食品と直接口に入れる食品、原材料と製品がまざって汚染することを防止し、食品は有毒物、不潔物と接触してはならない；
- (五)食器、コップ及び盛り付けたのち直接口に入れる食品の容器は、使用前に洗浄し、消毒しなければならない。炊事道具、調理用具は使用后、洗浄し、清潔を保たなければならない；
- (六)保管、運送及び積下しするための食品の容器や包装、食品用具、設備及び条件は、安全、無害で、清潔を保ち、食品汚染を防止しなければならない；
- (七)直接口に入れる食品は、薄い包装あるいは無毒、清潔な包装材を使用しなければならない；
- (八)食品生産の作業員は常に個人の衛生を保持し、食品の生産、販売を行うときに、手をきれいに洗い、清潔な作業服、帽子を着用しなければならない；直接口に入れる食品を販売する時は、販売用具を使わなければならない；
- (九)使用する水は国が規定している都市生活飲用水の基準を満たさなければならない；
- (十)使用する洗剤や、ラインで使用する薬品類は、人体に安全、無害でなければならない。
食品屋台及び自由市場での食品販売者に対する食品生産販売プロセスにおける衛生要求は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が本法によって具体化する。

第九条 生産販売を禁止する食品は下記のとおり。

- (一)腐敗変質、油脂分解、かびが生え、虫がつき、汚れて不潔であり、異物が混入しあるいはその他の感覚的性状に異常があり、人間の体に有害である可能性のあるもの；
- (二)有毒、有害物質あるいは有毒、有害物質に汚染され、人間の体に有害である可能性のあるもの；
- (三)発病に繋がる寄生虫、微生物を含んでいるあるいは微生物毒素の含有量が国の規定する基準を超えるもの；
- (四)獣医の衛生検査を受けていない、あるいは、検査した結果が不合格であった肉類とその製品；
- (五)病死、毒死あるいは死因不明の家禽、家畜、獣、水産動物等及びその製品；
- (六)容器包装の不潔、また、重大な破損あるいは輸送手段の不潔により汚染されたもの；
- (七)偽物混入、雑物混入、偽造により、栄養と衛生に影響が与えられたもの；
- (八)非食品原材料で加工したもの、非食品用の化学物質を使用して作ったものあるいは非食品を食品としたもの；
- (九)品質保証期間を超えたもの；
- (十)病気予防等の特殊な需要があるもので、国務院衛生行政部門あるいは、省、自治区、直轄市人民政府が専門規定で販売を禁止したもの；
- (十一)国務院衛生行政部門が使用を許可していない添加剤を含んだものあるいは残留農薬が国の規定

した許容量を超えたもの；
(十二)その他食品衛生基準や衛生要求を満たさないもの。

第十条 食品に薬物を入れてはならない。ただし、伝統的に食品でもあり薬品でもあるものを原材料、調味料あるいは栄養強化剤として入れたものはこの限りでない。

第三章 食品添加剤の衛生

第十一条 食品添加剤の生産販売及び使用は、食品添加剤使用衛生基準と衛生管理方法の規定を満たさなければならない；衛生基準と衛生管理方法を満たさない食品添加剤の販売と使用は禁止される。

第四章 食品容器、包装材及び食品用具、設備の衛生

第十二条 食品容器、包装材及び食品用具、設備は、衛生材料と衛生管理方法の規定を満たさなければならない。

第十三条 食品容器や包装材及び食品用具、設備の生産は、衛生要求を満たす原材料を使わなければならない。産品は洗浄と消毒がしやすいものでなければならない。

第五章 食品衛生基準と管理方法の制定

第十四条 食品、食品添加剤、食品容器、包装材、食品用具、設備、食品と食品用具、設備の洗浄に使う洗剤、消毒剤及び食品中の汚染物質、放射性物質の許容量に関する国家衛生基準、衛生管理方法及び検査規定は、国務院衛生行政部門が制定しあるいは批准し発布する。

第十五条 国が衛生基準を制定していない食品は、省、自治区、直轄市人民政府が地方衛生基準を制定することができ、国務院衛生行政部門及び国務院基準化行政主管部門に草案を報告する。

第十六条 食品添加剤の国の製品品質基準中に衛生学的意義の指標がある場合、国務院行政部門の審査と同意を得なければならない。農薬、化学肥料など農業用化学物質の安全性評価は、国務院衛生行政部門の審査と同意を得なければならない。家畜、家禽を屠殺するときの獣医衛生検査規定は、国務院関係行政部門が国務院衛生行政部門と共同で制定する。

第六章 食品衛生管理

第十七条 各級人民政府の食品生産販売管理部門は食品衛生管理業務を強め、本法の執行状況の検査をしなければならない。

各級人民政府は、食品加工プロセスの改善を奨励支援し、食品衛生の質を高めなければならない。

第十八条 食品の生産販売企業は、企業の食品衛生管理制度を完備し、専任あるいは兼任の食品衛生管理係を配置し、生産販売する食品の衛生検査業務を強化しなければならない。

第十九条 食品生産販売企業の設立、拡張、改築などの立地や設計は衛生要求を満たさねばならず、その設計の審査と工事の検査には衛生行政部門が立会わなければならない。

第二十条 新しい原料を利用して作った食品や食品添加剤の新品種は、生産販売企業は生産に入る当該製品の衛生評価と栄養評価に必要な資料を提出しなければならない;新しい原材料を使用して作った食品容器や包装材、食品用具、設備の新品種は、生産販売企業は生産に入る前に、当該製品の衛生評価に必要な資料を提出しなければならない。上記の新製品が生産に入る前、サンプルを提示し、該当する食品衛生基準審査許可の手続きを踏まなければならない。

第二十一条 定型包装した食品と食品添加剤には、包装ラベルあるいは製品の説明書に製品種類により規定に照らして品名、産地、工場名、製造日、許可番号、仕様、配合法または主たる成分、賞味期間、食べ方または使い方などを明記しなければならない。食品、食品添加剤の製品説明書は、誇張あるいは虚偽の宣伝内容があってはならない。食品包装ラベルは、わかりやすく識別が容易でなければならない。国内市場で販売する食品は、中国語のラベルでなければならない。

第二十二条 特定の保健効果があると表記している食品は、その製品説明は国務院衛生行政部門の審査を受け、許可を得なければならない、その衛生材料と生産販売管理方法は、国務院衛生行政部門が制定する。

第二十三条 特定の保健効果があると表記している食品は、人体の健康に害があってはならず、その製品の説明書の内容は真実で、その製品の効果と成分は説明書と一致しなければならない、虚偽があってはならない

第二十四条 食品、食品添加剤と食品専用の容器、包装材及びその他の用具は、その製造者は、衛生基準及び衛生管理方法に基づいて検査を実施し、合格と認められてから、出荷あるいは販売することができる。

第二十五条 食品生産販売者の食品及び原材料の仕入れには、国の規定によって、検査合格書あるいは化学検査票をとらなければならない、販売者はそれを提供しなければならない。証明書取得の必要な範囲と種類は、省、自治区、直轄市の人民政府衛生行政部門が規定する。

第二十六条 食品生産販売者は、毎年、健康診断を受けなければならない;新規及び臨時に食品生産業務に携わる人員は、健康診断を受け、健康証明を取得してから就業することができる。下痢、チフス、ウイルス性肝炎など、消化系伝染病(病原感染者含む)、開放性肺結核、化膿性あるいは滲出性皮膚病及び

その他の食品衛生に障害ある病気の患者は、直接口に入る食品に接触する業務をすることができない。

第二十七条 食品の生産販売企業及び食品屋台は、先に衛生行政部門の発行する衛生許可証を得てからでないと、工商行政管理部門への登録申請はできない。衛生許可証が得られない場合、食品の生産販売活動に従事することができない。食品生産販売者は衛生許可証の偽造、変造、貸出しをしてはならない。衛生許可証の発行及び管理方法は、省、自治区、直轄市の人民政府衛生行政部門が制定する。

第二十八条 各種食品市場の経営者は、市場内の食品の衛生管理業務に責を負い、市場内に必要な公共衛生施設を設置し、良好な環境衛生状態を保たなければならない。

第二十九条 自由市場の食品衛生管理業務は、工商行政管理部門が責を負い、食品衛生監督検査業務は、衛生行政部門が責を負う。

第三十条 輸入した食品、食品添加剤、食品容器、包装材、食品用具及び設備は、国の衛生基準と管理方法の規定を満たさなければならない。上記に列記されている製品の輸入は、国境の輸入食品衛生監督検査機関が衛生監督検査を行う。検査に合格であれば、輸入を許可する。税関は検査合格書によって通関させる。輸入業者が検査申告する時に、輸出国(地域)で使用されている農薬、添加剤、燻製剤などの関連資料と検査報告書を提出しなければならない。第一項に列記されている製品を輸入する場合、国が規定する衛生基準で検査を行い、国レベルの衛生基準が制定されていない場合、輸入業者は輸出国(地域)の衛生部門あるいは組織が発行した衛生評価資料を提示し、国境の輸入食品衛生監督検査機関の審査を受け、國務院衛生行政部門の許可を得なければならない。

第三十一条 輸出食品は、国家輸出入商品検査部門が衛生監督し、検査する。税関は、国家輸出入商品検査部門の発行した証明書によって、通関させる。

第七章 食品衛生監督

第三十二条 県レベル以上の地方人民政府衛生行政部門は、その管轄範囲内での食品衛生監督の職務を行う。鉄道、交通行政主管部門が設立している食品衛生監督機関は、國務院衛生行政部門が國務院関係部門と共同して規定した食品衛生監督業務を行う。

第三十三条 食品衛生監督の職責は以下のとおり:

- (一) 輸入食品衛生の監督、検査と技術指導;
- (二) 食品の生産販売者の教育に協力し、食品生産販売者の健康検査を監督する;
- (三) 食品衛生、栄養知識のPR、食品衛生評価をし、食品衛生状況を公表する;
- (四) 食品生産販売企業の設立、拡張、改築工事の立地と設計を衛生審査し、工事の立会い検査に立ち会う;
- (五) 食物中毒と食品汚染事件を調査し、再発防止策を講じる;
- (六) 本法に違反する行為に対する巡回検査を行う;

(七)本法に違反する行為に責任を追及し、法によって行政処罰を与える;

(八) その他の食品衛生監督事項。

第三十四条 県レベル以上の人民政府衛生行政部門は、食品衛生監督員を設置する。食品衛生監督員は合格した専任人員が担当し、上級衛生行政部門が証書を発給する。鉄道、交通関係の食品衛生監督員は、その上級主管部門が証書を発給する。

第三十五条 食品衛生監督員は、衛生行政部門が交付した任務を執行する。食品衛生監督員は、公正、忠実で、職権を利用して私利を図ってはならない。食品衛生監督員は任務執行の際、食品生産販売者の状況を調べ、必要な資料を求め、生産販売場所を立ち入り検査し、規定によって無償でサンプルを採ることができる。生産販売者は拒絶や隠蔽をしてはならない。食品衛生監督員は、生産販売者が提供した技術資料の秘密を守る義務がある。

第三十六条 国务院と省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門は、必要に応じて、条件が揃っている企業を食品衛生検査対象企業とすることを決め、食品衛生検査を行い検査報告を提出することができる。

第三十七条 県レベル以上の地方人民政府衛生行政部門は、食物中毒事故があったあるいは食物中毒事故を起こす恐れがある証拠がある場合、当該食品生産販売者に対し下記の制御措置を取ることができる:

(一)食物中毒の原因である原材料、あるいは、食物中毒を引き起こす恐れがある食品及びその原材料を封ずる;

(二)汚染された食器と用具を封じ、洗浄消毒の実施を命じる。検査により汚染された食品だと判断した場合、それを廃棄する;汚染されていない食品は封を解く。

第三十八条 食物中毒が発生した企業及び病人を受け入れ治療にあたる病院は、応急措置をとるほか、国の関連規定に基づき、ただちに所在地の衛生行政部門に報告しなければならない。県レベル以上の地方人民政府衛生行政部門は報告を受けた後、ただちに取り調べをし、コントロール措置を取らなければならない。

第八章 法律責任

第三十九条 本法の規定に違反し、衛生基準を満たさない食品を生産販売し、食物中毒事故あるいはその他の食品を原因とする病気を発生させたものは、生産販売を停止するよう命じ、食物中毒あるいはその他の食品を原因とする病気を引き起こした食品を廃棄し、不法取得を没収し、不法取得額の一倍以上、五倍以下の罰金を科す;不法取得がない場合、千元以上、五万元以下の罰金を科す。本法の規定に違反し、衛生基準を満たさない食品を生産販売し、重大な食物中毒事件あるいはその他の重大な食品を原因とする病気を引き起こし、人体の健康に重大な危害を与えたもの、あるいは生産販売している食品の中に有毒、有害な非食品原料が混入していた場合は、法によって刑事責任を追及する。本条に列記されている行為の一に該当したものは、衛生許可証を取り消す。

第四十条 本法の規定に違反し、衛生許可証を得ていない、あるいは衛生許可証を偽造して、食品生産

販売活動に従事するものは、取り締まりをし、不法取得を没収した上、不法取得の一倍以上、五倍以下の罰金を科す；不法取得がない場合は、五百元以上、三万元以下の罰金を科す。衛生許可証の改ざん、貸し出した場合、衛生許可証を取り上げ、不法取得を没収し、不法取得の一倍以上、三倍以下の罰金を科す；不法取得がない場合、五百元以上、一万元以下の罰金を科す。

第四十一条 本法の規定に違反し、食品の生産販売プロセスが衛生要求を満たさない場合、改善を命じ、警告を与え、五千元以下の罰金を科すことができる；改善しないもの、またはその他の深刻な状況がある場合、衛生許可証を取り消す。

第四十二条 本法の規定に違反し、生産販売を禁止された食品の生産販売をした場合、生産販売の停止を命じ、ただちに販売した食品の回収の公告をし、当該食品を処分し、不法取得がある場合、不法取得の一倍以上、五倍以下の罰金を科す；不法取得がない場合、千元以上、五万元以下の罰金を科す。状況が深刻な場合、衛生許可証を取り消す。

第四十三条 本法の規定に違反し、栄養、衛生基準を満たさない乳幼児を対象にした主食、補助食品を生産販売した場合、生産販売の停止を命じ、ただちに販売した食品の回収の公告をし、当該食品を処分し、不法取得がある場合、不法取得の一倍以上、五倍以下の罰金を科す；不法取得がない場合、千元以上、五万元以下の罰金を科す。状況が深刻な場合、衛生許可証を取り消す。

第四十四条 本法の規定に違反し、衛生基準及び衛生管理方法に規定を満たさない食品添加剤、食品容器、包装材、食品用具、設備及び洗剤、消毒剤の生産販売または使用をした場合、生産あるいは使用の停止を命じ、不法取得を没収し、不法取得の一倍以上、三倍以下の罰金を科す；不法取得が無い場合、五千元以下の罰金を科す。

第四十五条 本法の規定に違反し、国务院衛生行政部門の審査許可なしに特定の保健効能があると表明した食品を生産販売した場合、あるいは当該食品の製品説明書の内容が嘘であった場合、生産販売の停止を命じ、不法取得を没収し、不法取得の一倍以上、五倍以下の罰金を科す；不法取得がない場合、千元以上、五万元以下の罰金を科す。状況が深刻な場合、衛生許可証を取り消す。

第四十六条 本法の規定に違反し、定型包装をする食品及び食品添加剤の包装ラベルあるいは製品説明書に製造日や品質保証期限等の規定事項を明記しないまたは虚偽を記した場合、または規定に違反し中国語表記をしていない場合は、改善を命じ、五百元以上、一万元以下の罰金を科すことができる。

第四十七条 本法の規定に違反し、食品生産販売人員が健康証明書を取得しないまま食品販売に従事した場合、または直接口に入れる食品を接触してはならない病気にかかった生産販売人員を規定に基づき配置換えしない場合、改善を命じ、五千元以下の罰金を科すことができる。

第四十八条 本法の規定に違反し、食物中毒事故あるいはその他食品を原因とする病気を引き起こした場合、または、本法に違反した行為が原因で他人に損害を与えた場合は、法により民事賠償責任を負わなければならない。

第四十九条 本法に規定する行政処罰は、県レベル以上の地方人民政府衛生行政部門が決定する。本

法に規定する食品衛生監督権を行使するその他の機関は、規定にある責任の範囲内において、本法の規定により行政処罰を決定する。

第五十条 当事者が行政処罰に不服のある場合、処罰通知を受け取った日から起算して十五日以内に、処罰決定をした機関の上級機関に再審査を申し入れることができる; 当事者は処罰通知を受け取った日から十五日以内に、直接に人民裁判所に提訴することもできる。再審査を行う機関は、再審査の申入れを受け取った日から起算して十五日以内に、再審査の決定をしなければならない。当事者が再審査の結果に不服のある場合、その再審査決定を受け取った日から十五日以内に、人民裁判所に提訴することができる。期限以内に再審査の申入れをせず人民裁判所に提訴もせず、かつ処罰決定を履行しない場合、処罰決定をした機関は、人民裁判所に強制執行を要請することができる。

第五十一条 衛生行政部門が本法の規定に違反し、条件を満たさない生産販売者に衛生許可証を発行した場合、その直接の責任を負うものに行政処分を与える; 賄賂を受け取り、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追求する。

第五十二条 食品衛生監督管理人員が、職権濫用、職責怠慢、着服、重大な事故を引き起こし、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する; 犯罪を構成しない場合、法により行政処分を与える。

第五十三条 暴力や脅迫を加えることによって、食品衛生監督管理人員の法による職務の執行を妨害した場合、法により刑事責任を追及する; 食品衛生監督管理人員の法による職務の執行を拒絶、妨害し、暴力や脅迫による方法をとらなかった場合は、公安機関が「治安管理条例」の規定によって処罰をする。

第九章 附 則

第五十四条 本法の用語は下記のとおり定義する。

食品: 人の食用あるいは飲用に供する各種の製品と原料及び伝統的に食品でもあり薬品でもあるとみなされる物品を指す。ただし、治療を目的とする物品を含まない。

食品添加剤: 食品の品質、色、香り、味を改善し、防腐と加工プロセスに必要なため、食品に添加する化学合成物質または天然物質を指す。

栄養強化剤: 栄養成分を増やすため、食品に添加する天然あるいは人工合成の、天然栄養素の範囲内に属する食品添加剤。

食品容器、包装材: 食品を包装し盛り付けるために用いる紙、竹、木材、金属、琺瑯、陶磁、プラスチック、ゴム、天然繊維、化学繊維、ガラスなどの製品及び食品に接触する塗料を指す。

食品用具、設備: 食品の生産販売の行程中で食品と接触する機械、パイプ、コンベヤベルト、容器、用具、食器などを指す。

食品生産販売: 食品の生産(栽培と養殖を含まない)、収穫、仕入れ、加工、保管、運送、陳列、提供、販売などのすべての活動を指す。

食品生産販売者: 食品の生産販売に従事する団体または個人を指す。社員食堂や食品屋台なども含む。

第五十五条 輸出食品の管理方法は、国家輸出入商品検査部門が国務院衛生行政部門及び関連行政部門と共同して別に制定する。

第五十六条 軍隊の専用食品と自給食品の衛生管理方法は、中央軍事委員会が本法によって制定する。

第五十七条 本法は公布した日から施行する。「中華人民共和国食品衛生法(試行)」は同時に廃止する。